

内閣参甲第一五〇号

昭和二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員三好始君提出新集荷制度実施に伴う食糧事務所の事務の実情に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員三好始君提出新集荷制度実施に伴う食糧事務所の事務の实情に関する質問に
 対する答弁書

一、支拂証券発行の業務は迅速且つ正確に行わねばならないのであるが食糧検査官は、さきに答弁せるごとく、人員の不足によりの確に支拂証券の事務をなすことができないのみならず、検査官は殆んど技術者であるため、一部に経理事務は不慣れ等の理由から、支拂証券の金額計算並にその他記載は指定集荷業者に行わしめ、支拂証券発行に当り検討することとなつてはいるが、時期的には的確なる過誤の発見にいたらないものもあり、遺憾ながら只單に捺印するに過ぎない結果と同様なる結果になる場合があるので之が防止に全力を注いでいる。

二、定員法施行に伴い食糧事務所は人員の増加を要するため、目下関係方面へ八、八八九人の増員を要求中であるが、非常勤職員は他の一般職員と同様に検査官に補職することは必ずしも適當でないので、検査並に支拂証券発行等の基本的権限は原則として與えざることとし従つて單に検査官の補助的事項を処理せしめてゐるに過ぎない。

三、1. 昭和二十三會計年度中 運送実績數量 一一五、四三〇、五三六個

二二、二二七、九四一疋

運賃支拂の基礎となつた數量 一一五、四〇三、五三六個

2. 昭和二十三年度委託加工製品數量調 二二、二二七、九四一疋

分 類

委託加工による製品数

加工賃支拂の基礎となつた数

製 粉

二、〇八二疋
五二、二五二、〇五七袋

二、〇八二疋
五二、三五二、〇五七袋

精 麦

二、二〇八疋
一、〇六二、〇五二俵

二、二〇八疋
一、〇六三、〇五二俵

乾 麵

一、二二九、六八三ポンド
五、五九四、四三八箱

一、二二九、六八三ポンド
五、五九四、四三八箱

乾 麵 麩

一、九二四、六九八箱

一、九二四、六九八箱

3. 業務上の買入数量と称するものは需給推算上の操作に基く概算数字で従つて買入数量は経理上の

もののみで別紙の通りである。

4. 業務上の超過供出数量はこれを集計をなし対照をしていない。

四、岩手県において食糧事務所の職員が自殺した事件はあるが、この原因は診断書によれば縊死となつてあり、原因については分明でないが過労により心神の消耗によるものと思われる。

昭和二十三年度主要食糧買入金額調

二四、三、三一現在

種 類 単 位 数 量 備 考

米 穀 類 個 七六、〇七九、〇三九、〇〇

 疋 二、〇九七、九二六、四九四五

玄 麦 類 個 一九、〇三一、一六〇、〇〇

麥製品	疋	一、三一六、一一六、九〇六五
	個	一四二、九九九、〇〇
	疋	二四、〇五二、八五一
雜穀	疋	三二八、三二二、四七五、八三五二
諸類	貫	一、一七六、四二五、四七二、九一九
未利用資源	貫	七、八一八、七五〇、七三九
その他の食糧	疋	一、八五一、一二五
輸入穀類	疋	一、七二四、九三六、〇四四、九六六
輸入砂糖類	疋	五三一、〇〇九、八八一、七五四
輸入罐詰類	封度	四四、一一九、四六二、四六七六
輸入罐詰類 (C-1-シヨウ)	食	二、〇九六、二八二、六七八四